

日常生活自立支援事業 ご案内

本県は平成20年4月から
「地域福祉権利擁護事業」の名称を
「日常生活自立支援事業」に
変更しました。



住み慣れた地域で安心して暮らせるように…

社会福祉法に基づき、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分なため、日常生活に困っている方に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理のお手伝いをします

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会



どんな人が利用できますか？

認知症、知的障害、精神障害などで、判断能力が不十分なため日常生活でお困りの方
(認知症などの診断書や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がなくとも利用できます。)



こんな不安にお応えします。

福祉サービスを利用したいが自分ひとりで決めたり、複雑な手続きをすることがむずかしい…。

銀行に行って生活費の引き出しや、支払いなどがひとりではむずかしい…。

通帳や印鑑など、どこに置いたか思い出すのが、むずかしい…。

注意

この事業のサービスはご本人と事業を実施している福岡県社会福祉協議会・久留米市社会福祉協議会・田川市社会福祉協議会との契約に基づいて行います。そのため、ご利用に必要な契約内容について理解し、事業の利用について意思確認できる方が対象となります。

施設に入所されている方、病院に入院されている方もご利用できます。



どんな援助をしてくれますか？

1 福祉サービスの利用援助

たとえば…

- 福祉サービスについての相談を受け、情報提供、助言をします
- 福祉サービスを利用する(やめる)ための手続きのお手伝いをします
- 福祉サービスの利用料金の支払いのお手伝いをします
- 福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決のための制度を利用する手続きのお手伝いをします



2 日常的な金銭管理

1に関連して、日常的な金銭管理を行います

- ご本人とともに、またはご本人に代わって、年金を受け取ったり、医療費や税金、保険料、公共料金などを支払ったり、預金や貯金の出し入れのお手伝いをします



3 書類等預かりサービス

- 日常的金銭管理で使用する預貯金通帳や銀行印などをお預かりします
- 上記以外の書類（権利書、年金証書、契約書類、実印など）をお預かりします
なお、宝石、書画、骨董品、貴金属類、鍵などはお預かりできません



費用はかかりますか？

利用料が必要です

1回（1時間まで）1,000円です

1時間を過ぎる場合は30分ごとに350円が加算されます



1時間まで		1,000円
1時間を超えて	1時間30分まで	1,350円
1時間30分を超えて	2時間まで	1,700円
2時間を超えて	2時間30分まで	2,050円
2時間30分を超えて	3時間まで	2,400円
3時間を超えた場合		2,750円

- 日常的金銭管理にかかる書類等（預貯金通帳、銀行印など）を預ける場合

お住まいの市町村社会福祉協議会で預かります

利用料は、月350円（年4,200円）です

※50万円以内の預貯金通帳に限ります。

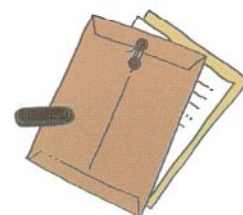


- 上記以外の書類等（年金証書、権利書、契約書、実印など）を預ける場合

福岡県社会福祉協議会・久留米市社会福祉協議会・田川市社会福祉協議会が
契約した貸金庫で預かります

利用料は、月250円（年3,000円）です

※500万円以内の預貯金通帳に限ります。



- ただし、生活保護を受けている人は、すべて無料です



『契約締結審査会』とは？

精神科医師、弁護士、社会福祉士などの専門家の意見をきいて、契約内容を理解されているかどうかの確認を行います。



また、社会福祉協議会が間違っただ内容の援助をしないように監督します。



苦情があればどこに言えばいいですか？

まずは、福岡県社会福祉協議会・久留米市社会福祉協議会・田川市社会福祉協議会に連絡ください。

それでも解決できない場合は、『運営適正化委員会』（電話：092-915-3511）まで連絡してください。

※『運営適正化委員会』は有識者など第三者の方で構成され、苦情の受付や正しいサービスのための監視を行います。



契約できない場合はあるのですか？

判断能力低下のため、ご自分の名前や生年月日が分からなくなってしまったなど、利用に必要な契約内容を理解できない方は契約できません。

その場合は成年後見制度が利用できます。

また、成年後見制度利用で選任された代理人と日常生活自立支援事業を契約し、援助をすることが可能です。



成年後見制度とは？

判断能力が不十分になられた人（認知症、知的障害、精神障害など）を法律的に保護し、支えるための制度です。

判断能力が不十分な人が、医療や介護に関する契約を結んだり、預金の払い戻しや解約、遺産分割の協議、不動産の売買などをする事になっても、ひとりではそのような難しいことはできませんし、また、本人にとって不利益な結果を招くおそれもあります。そのため、本人を保護して支える人が必要になってきます。

このように判断能力の低下した人のために、家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人のために活動することを成年後見制度といいます。

【成年後見制度に関するお問合せ先】

ばあとなあ福岡（福岡県社会福祉士会）	092-483-2944
高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」（法律相談受付窓口）	092-724-7709
成年後見センター・リーガルサポートふくおか（福岡県司法書士会）	092-738-1666
福岡家庭裁判所後見センター	092-711-9651

まずは、お住まいの市町村社会福祉協議会に お気軽にご相談ください。

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
福祉振興部相談課
日常生活自立支援事業担当

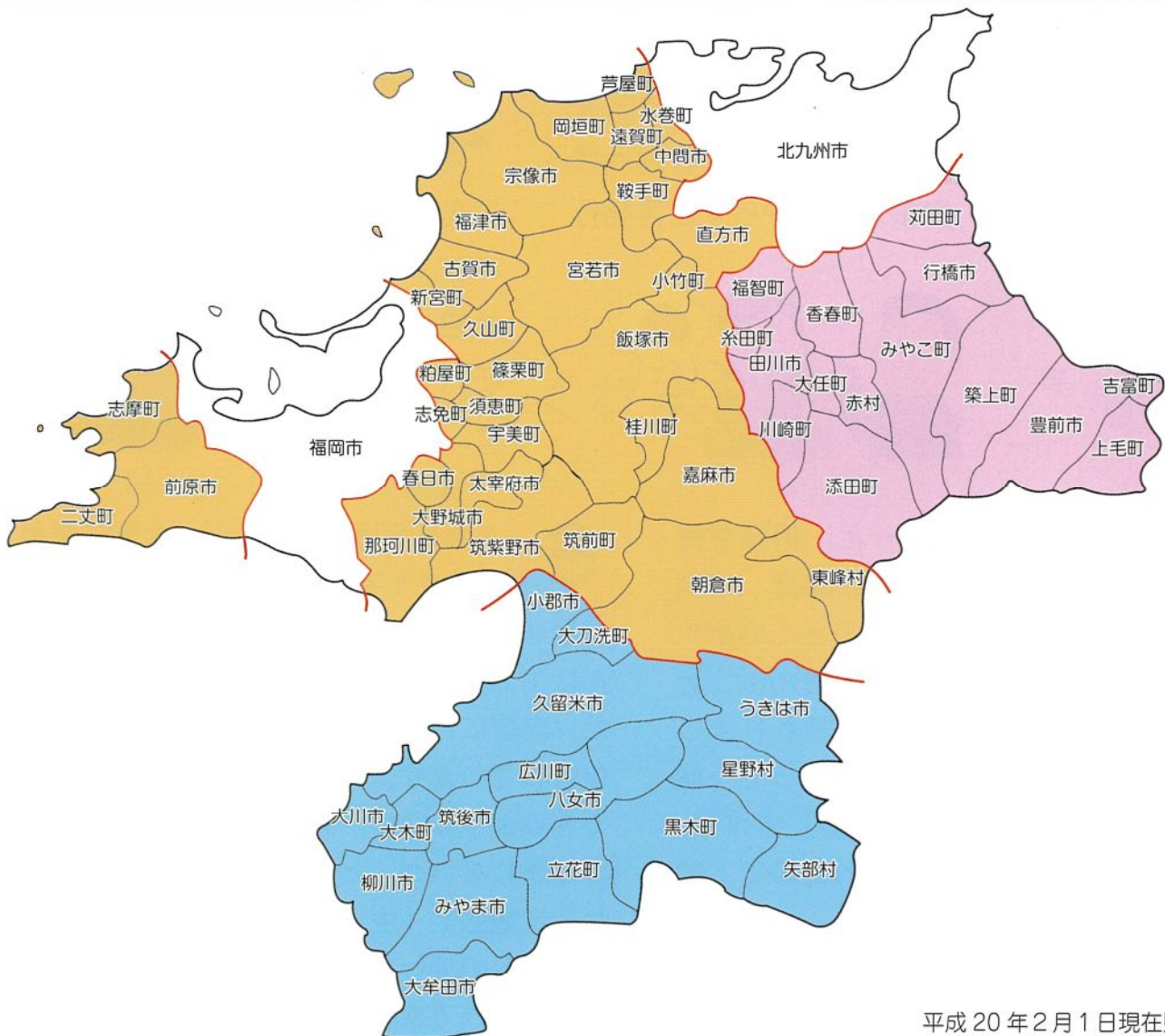
〒 816-0804
春日市原町 3-1-7
クローバープラザ内
☎ 092-584-7411

社会福祉法人
久留米市社会福祉協議会
あんしん生活
支援センター

〒 830-0027
久留米市長門石 1-1-34
総合福祉センター内
☎ 0942-34-3077

社会福祉法人
田川市社会福祉協議会
あんしん田川権利
擁護センター

〒 825-0002
田川市大字伊田 2735-13
スマイルプラザ田川内
☎ 0947-46-0801



平成 20 年 2 月 1 日現在県内地図

お住まいの市町村社会福祉協議会にご相談いただくと、福岡県社会福祉協議会・久留米市社会福祉協議会・田川市社会福祉協議会が相談を引き継ぎます。

なお、この事業は北九州市社会福祉協議会、福岡市社会福祉協議会も取り組んでいます。